

名古屋高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 差押債権取立請求控訴事件

国側当事者・国

令和6年9月19日却下・確定

(第一審・名古屋地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和6年3月15日判決、本資料274号・順号2024-6)

## 判 決

控訴人	Y農業協同組合
同代表者代表理事	A
同訴訟代理人弁護士	伊藤 道子
同	在間 正史
同	友近 歩美
被控訴人	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
同指定代理人	石脇 大輔
同	清水 俊和
同	池田 隼也
同	山本 美智
同	加藤 茜

## 主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の訴えを却下する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

### 第2 事案の概要(以下、略語は、特に断りのない限り、原判決の例による。)

- 1 本件は、被相続人B(被相続人B)を相続した(本件相続)共同相続人3名に対して本件相続に係る相続税等の租税債権を有している被控訴人が、相続人らが相続により取得した控訴人に対する原判決別紙1財産目録(別紙財産目録)1ないし19記載の貯金債権を差し押さえたと主張し、控訴人に対し、国税徴収法67条1項に基づいて取立権を取得したとして、①4161万0790円及びうち差し押さえた別紙財産目録1ないし8記載の各「金額」欄記載の各金員の合計額である2716万8958円に対しては履行催告書で定めた支払期限の翌日である令和4年12月10日から、うち別紙財産目録9ないし12の各金員に対してはこれらに対応する同目録9ないし12の各「満期日」欄記載の各年月日の翌日から、それ

ぞれ支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求め、②訴え提起時に満期日が到来していない別紙財産目録13ないし19については、将来給付として、各「満期日」欄記載の各年月日限り、「金額」欄記載の金員に各満期日までの利息を加えた金額及びうち同「金額」欄記載の各金員に対する「満期日」欄記載の各年月日の翌日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。なお、上記②の将来給付請求のうち、別紙財産目録13ないし18は、原審の口頭弁論終結日までの間に満期日の到来により現在給付の請求となっている。

原審が、被控訴人の請求を認容したところ、控訴人が控訴した。

なお、被控訴人は、令和6年7月24日、訴えを取り下げ、同日、訴えの取下書が控訴人に送達されたが、控訴人が、同月26日、訴えの取下げに異議を述べた。

## 2 前提事実

(1) 前提事実は、次の(2)のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第2の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

### (2) 原判決の補正

ア 原判決3頁1行目の「証拠」の次に「(なお、書証については特に断らない限り枝番号を含む。)」を加える。

イ 原判決3頁17行目から18行目にかけての「現在も延滞税が加算されている(甲2、3)」を「その後も延滞税が加算されていたが、令和6年4月30日、上記租税債権の全額を納付した(甲2、3、弁論の全趣旨)」に改める。

ウ 原判決3頁18行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「なお、滞納者Dは、相続税法34条1項に基づく滞納者Cの相続税に係る連帯納付義務者である。」

エ 原判決3頁23行目の「現在も延滞税が加算されている(甲4、5)」を「令和6年7月23日頃まで延滞税が加算されていた(甲4、5、28、記録上顕著な事実)」に改める。

オ 原判決4頁2行目の「現在も延滞税が加算されている(甲6、7)」を「令和6年7月23日頃まで延滞税が加算されていた(甲6、7、記録上顕著な事実)」に改める。

カ 原判決5頁3行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

### 「(7) 本件相続に係る遺産分割審判

令和5年10月31日、本件相続に係る遺産分割申立事件(名古屋家庭裁判所令和●●年(〇〇)第●●号、同第●●号)において、本件各貯金債権のうち別紙財産目録2、5、6、8、11ないし16、18については滞納者Dが、同目録1、19については滞納者Cが、同目録3、7、9、10、17については滞納者Eが、それぞれ単独取得する旨の審判(以下「本件遺産分割審判」という。)がされた(乙8)。

滞納者Eは、本件遺産分割審判を不服として即時抗告をした(名古屋高等裁判所令和●●年(〇〇)第●●号)が、令和6年3月27日、抗告を棄却する旨の決定がされ、本件遺産分割審判は、同日、確定した(乙9、10)。

### (8) 差押えの解除

被控訴人は、滞納者Dに対する租税債権を徴収するために、本件各預貯金債権に係る滞納者Dの持分3分の1を差し押さえていたところ、滞納者Dが差押えに係る租税債権

を全額納付したことから、令和6年6月25日、上記差押えを解除した（甲26）。

また、被控訴人は、本件各預貯金につき前記（7）のとおり滞納者らの単独取得とする旨の本件遺産分割審判がされていることを踏まえ、同日、滞納者Cに対する租税債権を徴収するためにした本件各預貯金債権に係る滞納者Cの持分3分の1の差押え及び滞納者Eに対する租税債権を徴収するためにした本件各預貯金債権に係る滞納者Eの持分3分の1の差押えについてもそれぞれ解除した（甲25、27）。」

### 3 争点及びこれについての当事者の主張

争点及びこれについての当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」の第2の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

### 第3 当裁判所の判断

職権により被控訴人の原告適格について判断する。

取立訴訟の訴訟物は、被差押債権である給付請求権の存否であり、被控訴人が差押債権者として取立権を有することは原告適格を基礎付ける事実である。

補正後の前提事実（8）によれば、被控訴人は、令和6年6月25日に本件各貯金債権についての各債権差押をいずれも解除したから、それに伴い執行当事者としての地位を失い、取立訴訟としての原告適格を失ったといえる。

したがって、被控訴人の訴えは、原告適格を失ったため、不適法であるから、却下を免れない。

### 第4 結論

よって、これと異なる原判決を本件控訴に基づき取り消して、被控訴人の訴えを却下することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判長裁判官 片田 信宏

裁判官 山本 万起子

裁判官 鈴木 幸男